

## 担保差入ならび処分承諾書

私が、平成 年 月 日に貴組合に申請した借入金 円  
(貸付番号 ) を実行いただくにあたり、これに伴い発生する債務を担保するためつぎの条項を承認し、下欄に掲げる私の持ち分たる組合への預け金「組合強化資金積立金」の元利金に質権を設定します。

1. 組合強化資金積立金は、借入金を完済するまでは、如何なる事情にあっても取り崩しや、持ち分の移転の申し出をいたしません。
2. 貴組合に対する債務不履行の状況にあると認められたとき、または弁済が遅延したときは、通知または催告を要せず直ちにこの組合強化資金積立金およびこの積立金に付される利息を、弁済のために充当されても異議ありません。  
なお、不足金があるときは別途遅滞なくお支払いいたします。
3. 借入金を完済するまでの間において、組合強化資金積立金に対する利息の繰入等によりその額面に変更があっても、引き続きその全額を担保として前記各条項を適用して取り扱われても異議ありません。

平成 年 月 日

広島県酪農業協同組合 御中

住所

質権設定者

氏名

㊞

### 【 担保の表示 】

債務者 _____ 名義 組合強化資金積立金
金額 _____ 円

- ※ 組合強化積立金の範囲内において証書貸付を希望するときは、この承諾書を提出してください。  
提出いただくことにより貸付利率は低廉利率を適用します。  
提出いただくことにより保証人は1名となります。